

内閣府

令和3年度税制改正要望結果



令和2年12月



# 令和3年度 税制改正に関する 内閣府主管項目のポイント ①

## 国家戦略特区の推進

### ◆国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 (法人税、所得税、登録免許税)

- 国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、一部見直しの上で、課税の特例措置を2年間延長する。

## 子ども・子育て支援の推進

### ◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充 ☆ (贈与税)

- 直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする特例措置の適用期限を2年延長するとともに、①非課税となる子の育児に係る費用に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設を含める、②受贈者となる子・孫等の年齢を「20～50歳」から「18～50歳」に引き下げる措置の拡充を行う。なお、贈与者死亡時の残額(相続財産に加算)は相続税額の2割加算の対象外であるところ、令和3年4月より2割加算を適用する。

### ◆企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長 (固定資産税、事業所税、都市計画税)

- 待機児童解消の観点から第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)において保育の受け皿確保に企業主導型保育施設を活用してよいこととしていることを踏まえ、平成29年4月1日～令和3年3月31日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、期限を2年間延長する。

※ ★は新設、☆は拡充



## 令和3年度 税制改正に関する 内閣府主管項目のポイント ②

### 沖縄振興に関する施策の推進

- ◆ **沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長（法人税、法人住民税、事業所税）**
  - 沖縄県において、高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（法人税、法人住民税、事業税、事業所税）**
  - 沖縄県において、情報通信産業の振興を図るための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長（法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税）**
  - 沖縄県において、産業高度化・事業革新を促進するための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、事業所税）**
  - 沖縄県において、国際物流拠点産業の集積を図るための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税）**
  - 沖縄県において、経済金融の活性化を図るための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長（法人税、所得税）**
  - 沖縄県において、離島地域の活性化を図るための標記課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を1年間延長する。
- ◆ **沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長（酒税）**
  - 沖縄県において、一般消費者の税負担軽減及び酒類製造業の自立的経営の促進を図るため、沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の適用期限を1年間延長する。

### 政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援

- ◆ **東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長（印紙税）**
  - 東日本大震災により直接・間接に被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減を図るため、沖縄振興開発金融公庫による特別貸付等の印紙税の非課税措置について適用期限を5年間延長する。

# 令和3年度税制改正要望結果

(参考資料)

令和2年12月

内閣府

## 目次

### 【国家戦略特区の推進】

1. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 ..... 6ページ

### 【子ども・子育て支援の推進】

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充 ..... 7ページ
3. 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長  
..... 8ページ

# 目次

## 【沖縄振興に関する施策の推進】

4. 沖縄振興関係税制改正要望結果	9ページ
5. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	10ページ
6. 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	11ページ
7. 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	12ページ
8. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	13ページ
9. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	14ページ
10. 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	15ページ
11. 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長	16ページ

## 【政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援】

12. 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長	17ページ
--	-------

【その他】 従要望一覧	18ページ
-------------	-------

# 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

延長 (国税-法人税・所得税・登録免許税、地方税-固定資産税・都市計画税・都市計画税・不動産取得税)

現行の国家戦略特区制度において認められている、国土交通大臣の認定に代えて国家戦略特区内で区域計画の総理認定(都市再生法のワンストップ特例)があった場合に適用できる国土交通省所管の都市再生促進税制と同様の特例措置について、適用期限を**令和3年度から2年間延長する**。(平成26年創設)

## 制度概要(改正後)

### ①認定事業者(★)が土地取得

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図るべき地域において適用

(地方税)

- 不動産取得税(※1)  
課税標準控除(1/2控除)

(青字は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分)

### ②認定事業者(★)が建築物を建設

(★)内閣総理大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

(地方税)

- 不動産取得税(※1)  
課税標準控除(1/2控除)

- 固定資産税、都市計画税(※2)  
課税標準控除(5年間1/2控除)  
(注)建物階数10階以上又は延べ面積5万㎡以上

(★)大規模な建築物については、認定から「3年以内」の建築要件が「5年以内」となる

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 緊急かつ重点的に拠点整備をすべき地域において適用

(地方税)

- 不動産取得税(※1)  
課税標準控除(1/5控除)

(地方税)

- 不動産取得税(※1)  
課税標準控除(1/5控除)

- 固定資産税、都市計画税(※2)  
課税標準控除(5年間2/5控除)  
(注)建物階数10階以上又は延べ面積7万5千㎡(現行5万㎡を今般の延長に伴い引上げ)以上

※1 参酌基準を1/2(1/5)とし、2/5(1/10)以上3/5(3/10)以下の範囲内で、都道府県の条例で定める割合を控除

※2 参酌基準を1/2(2/5)とし、2/5(3/10)以上3/5(1/2)以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を控除

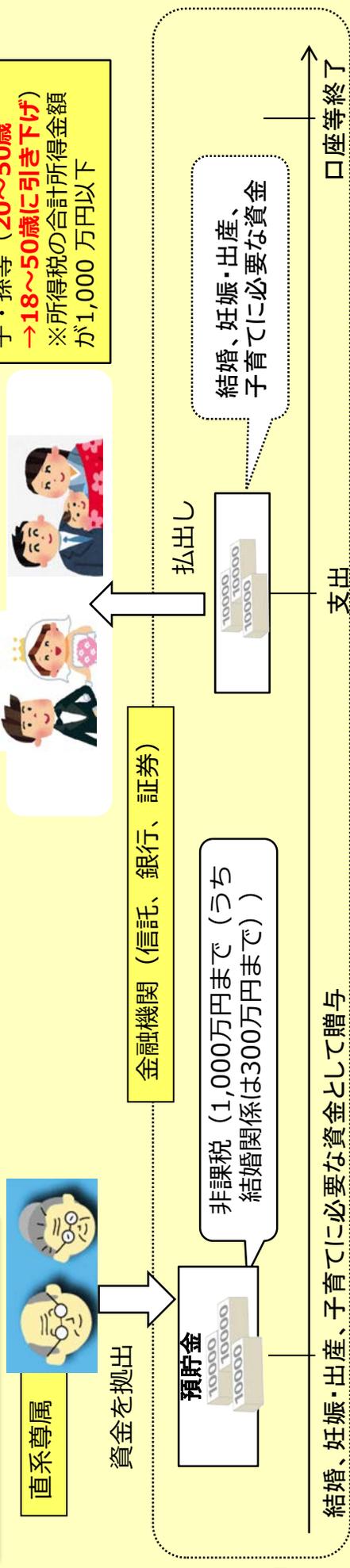
(※1、※2の太字は特定都市再生緊急整備地域の部分)

# 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要(令和3年度税制改正)

## 制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

## 制度のスキーム



## 資金使途

- 【結婚関係】・婚礼に係る費用
- 【妊娠・出産、子育て関係】
  - ・家賃等に係る費用
  - ・引越しに係る費用
  - ・不妊治療に係る費用
  - ・妊娠に係る費用
  - ・産後ケアに係る費用
  - ・子の医療費に係る費用
  - ・子の育児に係る費用
  - ・出産に係る費用
  - ・子の育児に係る費用

## 残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。  
**その際、相続税額の2割加算の対象外であるところ、令和3年4月より2割加算を適用する。**
- ②受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

## 適用期限

平成27年4月1日から令和3年3月31日まで ⇒ **平成27年4月1日から令和5年3月31日まで延長**

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設も、指導監督基準を満たしている場合は、利用料に係る消費税の非課税措置の対象となったことを踏まえ、「子の育児に係る費用」に上記を含める。

# 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

## 1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用を促進するため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで延長した。
- 「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、令和3年度以降も引き続き保育の受け皿として重要な役割を果たすこととなるため、本特例措置の延長を要する。

## 2. 要望結果

- 上述のとおり、企業主導型保育施設は、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）においても保育の受け皿の確保方策として盛り込むことができるとされており、令和3年度以降も待機児童解消の観点から保育の受け皿確保のために重要な役割を果たすことから、本特例措置の適用期間について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の間見直しが行われるまでの2年間、延長する。

### <現行の特例措置の内容>

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が価格の4分の1

### <要望結果>

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～令和3年3月31日（平成29年度～令和2年度）  
に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等  
としているところ、
- 平成29年4月1日～令和5年3月31日（平成29年度～令和4年度）  
に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等  
とする。

# 令和3年度沖縄振興関係税制改正要望結果



項目		目的	要望結果 見直し内容
1	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例	沖縄のリーディング産業である観光業の持続的発展に向け、観光関連施設への投資を促進し、高い国際競争力を有する魅力ある観光リゾート地の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の資産要件の見直し</li> </ul>
2	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例	本土から独立した電力系統と高い電力供給予備率等を活かし、情報通信関連産業の立地促進・高度化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の資産要件の見直し</li> </ul>
3	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例	生産性の向上等の促進により、沖縄のものづくり産業の振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の対象事業・資産要件の見直し</li> <li>特別償却の取得価額要件の見直し</li> </ul>
4	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例	沖縄の地理的優位性を活かし、国際物流拠点を活用する臨空・臨港型産業の集積の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の対象事業・資産要件の見直し</li> <li>特別償却の取得価額要件の見直し</li> </ul>
5	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例	「産業」と「金融」の相乗効果により沖縄の経済・金融の活性化の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の対象事業・資産要件の見直し</li> <li>特別償却の取得価額要件の見直し</li> </ul>
6	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例	離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興や就労の場の創出等による離島地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の対象事業・資産要件の見直し</li> <li>特別償却の取得価額要件の見直し</li> </ul>
7	沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置	沖縄県内の一般消費者の酒税負担の軽減及び価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自律的経営の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別償却の取得価額要件の見直し</li> </ul>

1年間延長  
(一部見直しあり)  
〔改正後の適用期限〕  
・1～6の措置  
令和4年3月31日  
・7の措置  
令和4年5月14日

# 観光・リゾート産業の振興 ～観光地形成促進地域～

## 沖縄の観光環境

- 豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気
- 首里城跡等の文化遺産、空手、組踊等の文化資源、各種スポーツキャンプの実施
- LCCの就航、新石垣空港開港(H25.3)、那覇港大型旅客船ターミナル供用開始(H26.4)  
那覇空港第二滑走路供用開始(R2.3)



### 【参考】

- ・入域観光客数の拡大(552.8万人(H23年度)→946.9万人(R1年度))
- ・外国客数の拡大(30.1万人(H23年度)→249.0万人(R1年度))
- ・クルーズ船寄港回数の増大(112回(H23年)→581回(R1年))

## 目指す姿

世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成

## 観光地形成促進地域

### ① 投資税額控除

- ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除
- ・取得価額限度額は合計20億円／事業年度、控除限度額は法人税額の20%／事業年度
- ・4年まで繰越し可能

※対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定)

- ①スポーツ・リクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設

### ② 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

# 情報通信産業の振興～情報通信特区・地域～

## 沖縄のIT環境

- IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年)→490社(R1年)、雇用量数:4,186人(H13年)→29,748人(R1年)
- IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)
- バックアップセンターとしての特性もあり
  - ⑦本土、アジアの主要都市への近接性、①地域IXの利用が可能、⑨本土の電力系統から独立した電源系統及び高い電力供給予備率、
  - ⑩広域災害時の本土主要都市との同時被災の可能性の低さ

## 目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

## 情報通信特区・地域

- ① 所得控除制度(40%控除)＜特区：①、②は選択制、地域：②、③のみ＞

【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業

(2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業

(3)特区内で専ら特定事業を営むこと

(4)常時使用従業員が5人以上であること

(5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれか多い数であること

※県知事が対象法人を認定

- ② 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

※地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超  
(建物等は1,000万円超)

- ③ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象事業

情報通信産業特区	情報通信産業振興地域
所得控除 データセンター(IDC)、インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業 (以上、特定情報通信事業という。)	投資税額控除 情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンター、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を含む。)

# モノづくり産業の振興～産業高度化・事業革新促進地域～

## 沖縄のモノづくり環境

- 共同研究施設の活用促進とあわせて、インキュベーション施設、リサーチパークを整備
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)、琉球大学、沖縄高専などの研究開発拠点が存在
- 自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーが重要な産業資源

## 目指す姿

- ものづくり産業が沖縄県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長
- OISTや琉大、沖縄高専等を核とした産学官連携により、生み出される研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、国際的な「知的・産業クラスター」の形成
- 環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成

## 産業高度化・事業革新促進地域

- ① 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、工場用の建物等・附属設備8%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品：100万円超(建物等は1,000万円)

- ② 特別償却(機械装置・器具備品34%、工場用の建物等・附属設備20%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品：100万円超(建物・附属設備は1,000万円)

<①と②は選択制> ※適用には県知事の認定が必要。

- ③ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象資産

機械装置及び器具備品(開発研究用器具備品を含む)

※対象業種(令和3年度以降(見込み))

製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、デザイン業  
電気業、自然科学研究所、計量証明業

# 国際物流拠点産業の振興～国際物流拠点産業集積地域～

## 沖縄の物流環境

- ▶ アジアとの地理的近接性（飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、バンコクなどアジアの主要都市）
- ▶ アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- ▶ 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- ▶ 那覇空港第二滑走路供用開始(R2.3)
- ▶ 那覇空港と那覇港の近接（車で約10分）



## 目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

## 国際物流拠点産業集積地域

### ① 所得控除制度（40%控除）

- 【条件】①特区内に本店又は主たる事務所を有する企業  
 ②対象地域のH26.6.18以後に特区内で設立され、10年以内の企業  
 ③特区内で専ら特定事業を営むこと  
 ④常時使用従業員が15人以上であること  
 ⑤特区内事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること  
 ※県知事が対象法人を認定

※対象事業（令和3年度以降（見込み））

所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点事業

### ② 投資税額控除（機械装置15%、工場用の建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超）

### ③ 特別償却（機械装置50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置：100万円超（建物等は1,000万円超） <①、②、③は選択制>

### ④ 保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、選択課税制度等） ※事業認定を受けた法人が対象

### ⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

# 沖繩の経済金融を活性化～経済金融活性化特区～

## 沖繩の経済金融環境

- 金融特区（名護市）を発展的に解消して経済金融活性化特区を創設（H26）
- 金融関連産業及び情報通信産業を中心に企業立地（47社（R1））が進展

## 目指す姿

沖繩における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖繩の経済金融を活性化

## 経済金融活性化特区

- 地区；名護市（H26.4.10指定）
- 対象産業；金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業
- 優遇措置＜①、②、③は選択制＞

### ① 所得控除制度（40%控除）

【条件】（1）特区内に本店又は主たる事務所を有する法人

（2）H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人

（3）特区内で常時使用する地元従業員が5人以上

※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大

（所得控除額＝所得金額×40%×特区内従業員数／全従業員数）

※県知事が対象法人を認定

- ② 投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

- ③ 特別償却（機械装置・器具備品50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）

- ④ エンジェル税制

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象

本特区版は要件が大幅緩和；設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し 等

- ⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



# 離島の旅館業に係る特例措置

## 背景・必要性

- 離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、若年層の島外流出や住民の高齢化等が進行
- 定住条件の改善を図るため、産業活動の活性化、雇用の場の創出等が必要

※東西1,000km、南北400kmの広大な海域に、約160の離島が点在。

## 措置の概要

- ① 特別償却  
離島の地域内において、旅館業の用に供する設備の新設又は増設に係る建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円超の場合、その8%を償却(限度額あり)
- ② 事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除

## 期待される効果

- 観光・リゾートホテル等の宿泊施設の立地促進(受入体制の強化)
- 就業機会の確保と所得の向上
- 観光・リゾート産業と連携した関連産業の振興



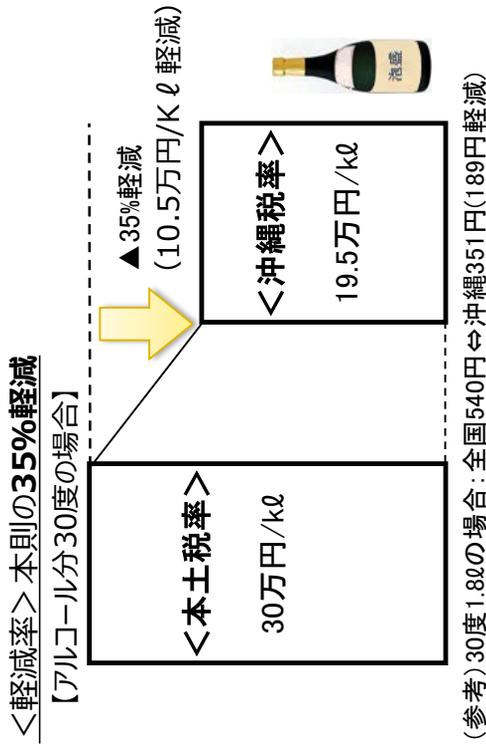
# 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長

## 概要

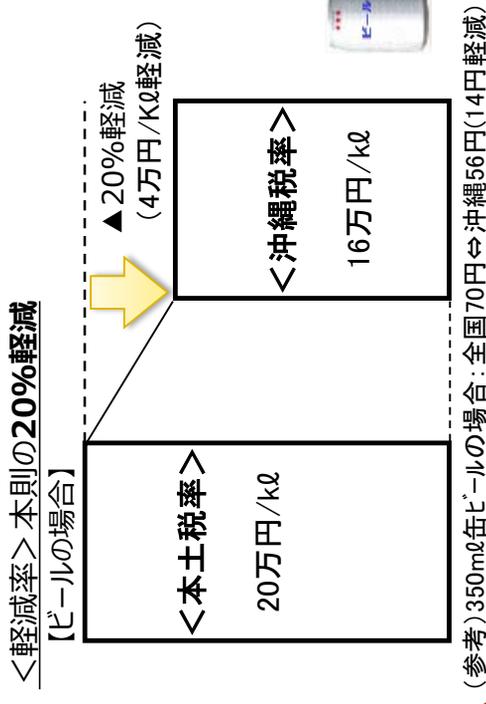
- ◆ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、①復帰前から引き続き酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減

## 軽減税率

### 泡盛



### ビール・その他



## 軽減実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
酒税特例措置額	3,125	3,116	3,036	2,910	2,726

(単位:百万円)

# 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の 印紙税の非課税の延長

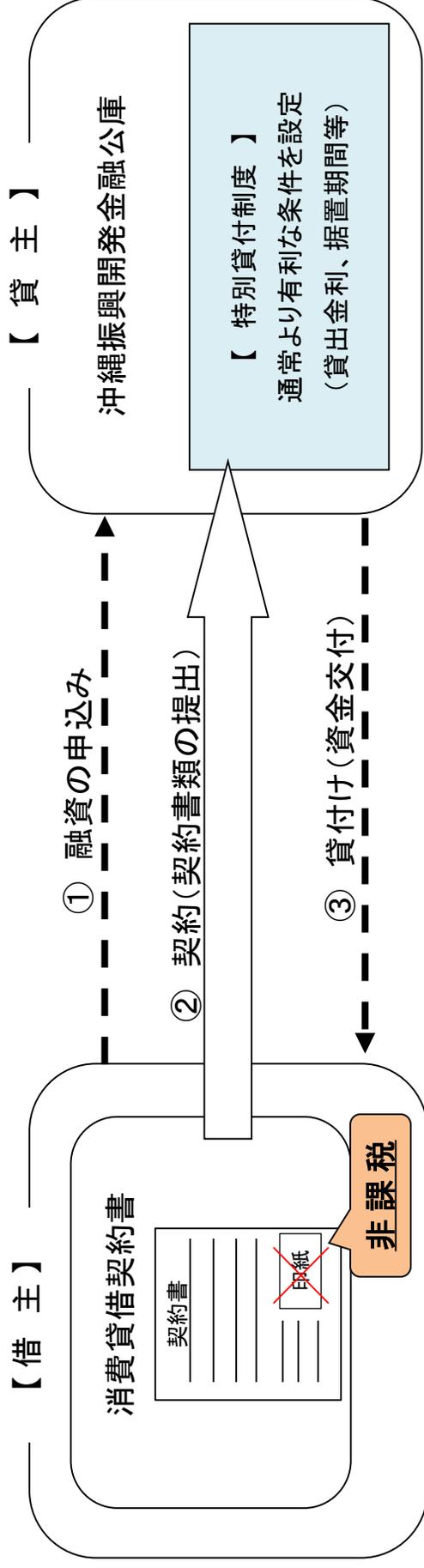
## 1. 概要

- 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」という)に基づき、沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合における印紙税の非課税措置を延長するもの(他の政府系金融機関と同様の措置)。
- 適用期限: 令和7年度末(令和8年3月31日)

## 2. 要求理由

印紙税の非課税措置は、震災特例法制定時より沖縄振興開発金融公庫を含む各政府系金融機関において全国一律に適用されており、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関と同様に措置する必要があるため、延長要求するもの。

## 【制度のイメージ】



# 従要望一覧

1. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長（法人税、所得税、法人住民税）
2. 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置（所得税、個人住民税）
3. 熊本地震の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
4. 熊本地震の被災代替家屋に係る税額の減額措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
5. 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
6. 熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）
7. 津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）
8. 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の延長（固定資産税）

## 連絡先一覧

項目名	担当局・課	連絡先
<b>1. 国家戦略特区の推進</b>		
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
<b>2. 子ども・子育て支援の推進</b>		
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充	子ども・子育て本部 参事官（少子化対策担当）付	(直) 03-6257-1463
企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長	子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等担当室	(直) 03-6257-1697
<b>3. 沖縄振興に関する施策の推進</b>		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	(直) 03-6257-1682
沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	(直) 03-6257-1682
沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
<b>4. 政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援</b>		
東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673

※内閣府主管項目のみ掲載